

[別添3]

II 特定個人情報ファイルの概要 — 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の1	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の4	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
社会福祉協議会	番号法第19条第8号別表第二の30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号別表第二の33	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
国家公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号別表第二の56-2	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号別表第二の61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号別表第二の62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
後期高齢者医療 広域連合	番号法第19条第8号 別表第二の80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号 別表第二の87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は 広島市長若しくは 長崎市長	番号法第19条第8号 別表第二の90	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号 別表第二の94	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣又は 共済組合等	番号法第19条第8号 別表第二の95	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は 市町村長	番号法第19条第8号 別表第二の109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報のうち介護保険給付関係情報	1万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二の117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度